

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 6 月 24 日付けで提起した生駒市情報公開条例(以下「条例」という。)第11条3号の規定による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し、その答申を得て次のとおり決定する。

主文

生駒市長が審査請求人に対し令和 6 年 6 月11日付け「生都第 9-2 号」でした処分に対する、本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長(以下「市長」という。)に対し、生駒市情報公開条例(平成 20年9月25日条例第31号)(以下「条例」という。)に基づき「令和5年度以降、生駒市○○○○○○○○の地区計画の区域内における行為の届け出に関する適合通知書にかかわる関連決裁書類一式」の開示を請求したところ(以下「本件開示請求」という。)、市長が上記地番に所在する土地(以下「本件敷地」という。)上の建築物ないし土地工作物に係る行政文書(以下「本件行政文書」という。)について、同日付け「生都第9—2号」で、その存否の応答を拒否する決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づき、本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。

第2 前提事実等

(1) 条例

① 条例第7条は「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第1号本文中「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定し、そのただし書きで「ただし、次に掲げる情報を除く。」として

ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 【省略】

を掲げている。

② 条例第10条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と定めている。

(2) 地区計画

都市計画法(昭和43年法律第100号)は、地区計画の区域内において建築物の建築その他政令で定める行為を行おうとする者は、同法に規定する場合を除き、当該行為に着手する前に行為の種類、場所及び設計等を市町村長に届け出なければならず、市町村長はその届出に係る行為が地区計画に適合しないと認めるときは設計の変更等を勧告することができることと定めており、適合しているときには適合通知書を交付する取扱をしている。

(3) 市長が、本件敷地上の建築物ないし土地工作物に係る本件行政文書の存否の応答を拒否する決定をした理由

本件行政文書の存否を答えること自体が、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件行政文書は、存在しているか否かを答えるだけで、条例の定める不開示情報を開示することとなるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

条例第10条の解釈については、以下の3要件を備えていることが必要とされている。

- (1)特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求であること。
- (2)開示請求に係る情報が、不開示として保護すべき利益があること。
- (3)当該情報の開示・不開示(不存在を含む。)を答えることが、開示するのと同様の状況になること。

本件行政文書は、以下のとおり、すべての要件を備えている。

- (1)特定の地番に限定した請求であるため、特定の場所を限定した開示請求である。
- (2)個人の届出行為であり、条例第7条第1号に定める「個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当する。また、同号アからウまでに該当しないため、不開示として保護すべき利益がある。
- (3)不開示と回答すれば届出をしているという事実、存在しないと回答すれば届出をしていないという事実が明らかとなり個人のプライバシーが侵害される。

以上のことから、条例第10条の規定に基づき、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなると判断した。

なお、条例による開示請求は、開示請求者の個別的事情にかかわらず何人も使用目的を問わず認められるものであって、その開示の可否については、開示請求者が誰であるかといった個別的事情を考慮して判断するものではない。

(審査請求人)

ア 遍く行政文書とは、特定の場所、事項、分野等を限定したものであり、当該情報は個人の届出行為に付随する行政行為に係る情報である。市長は単に行政文書が存在する場合の不開示要件を述べているにすぎない。既に建築計画概要書で開示されている個人情報を鑑みれば、審査請求人が請求する当該情報によって、新たに特定の個人が識別されるものではない。

市長は、本件行政文書は存在しないと回答すれば届出をしていないという事実が明らかとなり、個人のプライバシーが侵害されると主張するが、届出をした者に指導助言等を行っているために適合通知書が存在しない場合もあり得るから、適合通知書が存在しないことを明らかにすることによって、「届出をしていないこと」が明らかになるものではない。また、届出は義務であるから、適合通知書が存在することを明らかにすることによって個人の権利利益が侵害されるとはとても思われぬ。

イ 公共の安全に関する重要な情報を内包する適合通知書の開示請求拒否の判断は、地区住

民の知る権利を奪い、地区計画を実行性のない計画へと貶めるものである。

ウ 適合通知書は公共の利益を守るに必須の情報と直結しており、適合通知書の存否情報そのものが直接的に個人の権利利益を害するものではない。

第4 決定の理由

建築物の建築ないし土地工作物の設置などの行為を行おうとする者又は行った者が適合通知書の交付を受けたかどうかは、個人に関する情報である。

本件敷地の所有者は、不動産登記簿によって、容易に判明するところ、本件敷地のような地区計画内にある土地上で建築物の建築ないし土地工作物の設置などの行為を行った者は、本件敷地の所有者である可能性が高い。これに加え、不動産登記簿や建築計画概要書上明らかな本件敷地上の建物にかかる所有者情報等も踏まえれば、本件敷地上にその余の建築物の建築ないし土地工作物の設置が行われていた場合、かかる建築ないし設置を行った者を特定することも可能である。

そうすると適合通知書の交付を受けているかどうか、つまり本件行政文書が存在するかどうかは、条例第7条第1号本文に定める特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる個人に関する情報である。

したがって、本件行政文書は、それが存在しているか否かを答えるだけで本件敷地の所有者が適合通知書の交付を受けているかどうかという特定の者の個人情報を開示することとなるから、条例第10条に定める存否応答拒否の要件を充足するというべきである。

よって本件処分に違法又は不当があるとはできない。

第5 結論

生駒市長が審査請求人にした処分に対する、本件審査請求を棄却する。

令和6年11月25日

生駒市長 小紫 雅史